

12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一部の保険者においては、依然として一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあり、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、令和 3 年の国保法改正においては、「保険料の水準の平準化」が都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に位置付けることとされたところです。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

令和 3 年度保険者努力支援制度（都道府県分）から、評価指標に「保険料水準の統一に向けた取組の実施状況」が追加されましたが、国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

子どもや障害者等に対する医療費補助は、本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費補助を実施する地方自治体に対し、医療機関への安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

平成 30 年度から、未就学児までの減額調整措置は廃止され、令和 5 年 6 月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、今後こども医療費助成についての減額調整措置が廃止される方針が示されましたが、障害者等を対象とする全ての減額調整措置を速やかに廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 市町村国保全体と広島市国保の決算補填等目的の一般会計繰入の状況

	市町村国保	うち広島市国保
令和元年度	1,096 億円	4.6 億円
令和2年度	767 億円	2.3 億円

2 広島市国保と健保組合の比較（令和2年度）

	広島市国保	健保組合
65～74 歳の割合	47.0%	3.5%
1 人当たり医療費	41.0 万円	15.6 万円

3 国保県単位化後の広島県及び県内市町の協議状況

(1) 令和4年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険連携会議 (県、全 23 市町の担当課長及び国保連)	3 回	・統一保険料率の実現に向けた経緯と現状 ・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等
資格調整チーム	必要に応じて開催	・各種証の様式改正
給付調整チーム		・高額療養費支給手続の簡素化 ・特定医療費等の公費と高額療養費の支給調整 等
収納調整チーム		・県内統一の口座振替促進キャンペーンの実施 ・市町共通の口座振替勧奨取組 等
保険料（税）調整チーム		・保険料、保険税の種別統一 ・保険料水準の統一に向けた市町間の収納率の均一化に係る検証 等
保健事業調整チーム		・標準化する保健事業に係る検討 ・データヘルス計画の標準化 等

(2) 令和3年度

		開催回数	協議内容
国民健康保険連携会議 (県、全23市町の担当課長及び国保連)		2回	<ul style="list-style-type: none"> ・施策目標の達成に向けた令和2年度の実施内容の検証 ・国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定 等
	資格調整チーム	必要に応じて開催	開催なし
	給付調整チーム		<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費支給手続の簡素化 ・第三者行為による傷病届の提出義務の周知 等
	収納調整チーム		<ul style="list-style-type: none"> ・県内統一の口座振替促進キャンペーンの実施 ・市町共通の口座振替勧奨取組 等
	保険料(税)調整チーム		<ul style="list-style-type: none"> ・保険料、保険税の種別統一 ・保険料水準の統一に向けた市町間の収納率の均一化に係る検証 等
保健事業調整チーム		<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の追加項目 ・特定健診受診券、特定保健指導利用券の仕様 等 	

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差(令和2年度)

		金額	市町名	格差
1人当たり 医療費	最高	501,467円	大崎上島町	1.35倍
	14位	412,922円	広島市	
	最小	371,317円	世羅町	
1人当たり 保険料	最高	102,546円	広島市	1.35倍
	最小	75,989円	神石高原町	

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	元年度	2年度	3年度
こども医療	9,920千円	9,242千円	8,783千円
重度心身障害者医療	507,984千円	504,213千円	521,422千円
ひとり親家庭等医療	58,046千円	58,416千円	58,677千円
合計	575,950千円	571,871千円	588,882千円